

## 子ども・子育て支援法における給付・事業の種類

給付又は事業	給付の種類別		施設・事業名	類 型	認 可	確 認
子ども・子育て 支援給付	教育・保育給付	施設型給付	認定こども園	幼保連携型	県	市
				幼稚園型		
				保育所型		
				地方裁量型		
		幼稚園	—			
		保育所	—			
		地域型保育給付	家庭的保育事業	—		
			小規模保育事業	A型		
				B型		
				C型		
居宅訪問型保育事業	—					
事業所内保育事業	—					
現金給付	児童手当					
地域子ども・子育て 支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者支援 ・延長保育事業 ・放課後児童クラブ ・子育て短期支援事業 ・乳児家庭全戸訪問事業</li> <li>・養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業</li> <li>・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり及び幼稚園の預かり保育 ・病児・病後児保育事業</li> <li>・ファミリー・サポート・センター事業 ・妊婦健康診査 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業</li> <li>・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業</li> </ul>					